

令和6年12月

お客さま 各位

## 住宅ローン控除申請書の調書方式取扱開始について

長浜信用金庫

当金庫では住宅ローン控除の適用に係る手続きについて、令和7年1月6日から「調書方式」の取扱いを開始します。

これは令和4年度税制改正において、これまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、居住年が令和5年1月1日以降の住宅ローンご利用者様を対象に年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われたことに対応するものです。

なお、現在「証明書方式」の住宅ローンご利用者様については、引き続き当金庫で年末残高証明書を発行します。

### 記

#### 1. 取扱開始日

令和7年1月6日（月）

#### 2. 対象となるお客さま

令和7年1月6日以降に当金庫で住宅ローン契約を締結され、下記①②のいずれも満たす方

① 居住年が令和5年1月1日以降であること

② 「住宅ローン控除適用申請書」、「個人番号届出書」の提出をいただくこと

なお、居住年が令和5年1月1日以降で、現在「証明書方式」の当金庫住宅ローンご利用者様につきましても、令和8年1月以降に上記②をご提出いただくことにより「調書方式」への切替えをさせていただきます。

#### 3. 証明書方式と調書方式について

##### (1) 証明書方式

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローンご利用者様が、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告または年末調整の際に、税務署または勤務先に提出する方式です。

##### (2) 調書方式

金融機関が税務署に年末残高調書を提出し、マイナポータル連携により国税当局から住宅ローンご利用者様に年末残高情報を提供する方式です。居住年が令和5年1月1日以降で、金融機関に対し「個人番号」と「住宅ローン控除適用申請書」を提出している住宅ローンご利用者様が対象です。

「調書方式」対応した金融機関からのお借入に係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続きについては、「年末残高調書」の年末残高等を、マイナポータル連携によって活用することにより、手続きが簡便になります。手続きの詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

以 上